

児童館事務の概要

1 北本市立児童館の概要について

- (1) 開館時期 平成 26 年 11 月 1 日
- (2) 設置場所 北本市本町 1 丁目 1 1 1 番地（北本市庁舎の隣）
- (3) 建物概要
 - ア 1 階 こども図書館
 - イ 2・3 階 児童館
- (4) 利用時間 午前 9 時から午後 7 時まで
ただし、小学校の休業日は、午前 7 時から午後 7 時まで
- (5) 休館日 12 月 31 日から翌年の 1 月 2 日までの日
- (6) 利用対象
 - ア 児童（小学校 2 年生までの児童は、保護者の同伴が必要）
 - イ 児童の健全な育成を目的として活動している者

2 児童館の事業内容について

児童福祉法では、児童館の事業は「児童の健全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めることを目的とした事業」と規定している。

なお、具体的には、次の事項が実施され、

- (1) 遊びを通じての集団的・個別的指導
- (2) 母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長
- (3) 放課後児童の育成・指導
- (4) 子育て家庭への相談等

3 児童館の事業内容について

児童福祉法では、児童館の事業は「児童の健全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めることを目的とした事業」と規定している。

4 1 日当たりの利用見込み人数について

1 日当たりの利用見込み人数 100 人から 200 人

II 防犯カメラの設置について

1 設置理由

児童館の設置根拠は、児童の健全な遊び場の確保等である。このことから、児童が安心して児童館で遊ぶことができるよう、防犯カメラを児童館に設置し、犯罪等の予防を図るものとする。

2 近隣自治体の防犯カメラの設置状況

市町村名	鴻巣市	上尾市		さいたま市	行田市	桶川市
施設名	児童センター	アピランド	こどもの城	岩槻		
防犯カメラ	設置	設置	設置	設置※	設置	設置
設置箇所数	7箇所※	16箇所	18箇所	4箇所	2箇所※	1箇所※
その他	※入口・外のみ（新設された児童館のみ）			（一部の児童館のみ）	※入口・外のみ	※入口のみ

3 予定する防犯カメラの性能

- (1) カメラ カラー、38万画素以上、角度調整が可能範囲なもの
- (2) 記録 ハードディスク 1TB以上（1カ月保存可能）

4 防犯カメラ設置に関する要綱の骨子（見込み）

- (1) 設置目的 ・ 犯罪等の予防のため
- (2) 設置場所 ・ 児童館の入口及び遊び場
- (3) 管理責任者 ・ 管理責任者を設置する
・ 画像の漏えい、滅失、毀損の防止及びカメラ等の適正な維持管理を行う
- (4) 画像の記録期間 ・ 1か月の記録を保存
- (5) 画像の利用 ・ 警察等への通報等に利用する
- (6) 画像の提供 ・ 犯罪解決に必要な場合は警察等に提供する

Ⅲ 防犯カメラの考え方について（国立国会図書館調査及び立法考査局資料より）

1 防犯カメラ設置の目的と効果

- (1) 目的 犯罪抑止と犯罪解決（捜査支援）
- (2) 効果 犯罪の減少

2 監視、画像の録画による権利侵害

- (1) 肖像権の侵害 承諾なしに容貌・姿態を撮影されない自由が侵害される。
- (2) プライバシーの侵害 不当不必要な監視や録画はプライバシーが侵害される。
- (3) 表現の自由の侵害 始終監視し威圧的效果を及ぼすことで表現の自由が侵害される。

3 防犯カメラの是非

- (1) 反対論 監視によって、市民の行動や生活が日常的にさらされてしまう。
- (2) 賛成論 必要な場所に設置することは、市民生活を侵害するものでなく守るものであり、犯罪にあわない権利を守るのは、国や自治体の責務である。

4 防犯カメラに関する規制の考え

- (1) 設置要件
 - ①目的が正当であること
 - ②客観的かつ具体的な必要性があること
 - ③設置状況が妥当であること
 - ④設置及び利用による効果があること
 - ⑤使用方法が妥当であること
- (2) 犯罪発生の可能性 犯罪発生の可能性が具体的にあるのか否か。また、犯罪発生のリスクがあるということで足りるのか否か。
- (3) 録画 反対論：安全を害する恐れも小さく、無限定に録画をすることは、特段の事情がない限り犯罪予防目的での録画は許されない。
賛成論：録画により検挙され、犯罪を抑止する効果が高まるので、犯罪を捜査機関が認知するまでの一定期間に限り、データの保存は防犯の観点から不可欠。

5 防犯カメラの考え方のまとめ

防犯カメラの普及の背景には、治安の悪化と防犯カメラの有効性があったと考えられるが、最終的に国民（市民）が求めているものは「安全と安心」である、ということが言える。

技術の進展によりカメラシステムの性能は向上し、今後も活用の方は増加していくと考えられるが、これらの活用には、人権を最大限尊重しつつ、国民（市民）の安全・安心の確保が求められている。防犯カメラについては設置運用が拡大する中で、干渉の最小化、個人情報保護の徹底、効果的運用が図られることが期待されている。

